

厚生労働省岐阜労働局 発表
平成20年9月19日

担 当	岐阜労働局労働基準部賃金室
	室長 布施 忠徳
	賃金指導官 大谷 徹 電話 058 - 245 - 8104

岐阜県最低賃金の改正決定について

平成20年10月19日から時間額696円に

岐阜労働局（局長：藤井龍一郎）は最低賃金法に基づき、9月19日付けで「岐阜県最低賃金」の改正決定を行い、官報に公示した。

改正内容は、現行の時間額685円から11円引き上げた時間額696円（引上率1.6%）とするものであり、効力の発生は本年10月19日である。

岐阜県最低賃金は岐阜県内の事業所及び使用される労働者に適用されるものであり、同最低賃金が適用される事業所数は約8万事業所、労働者数は約72万4千人である。

最低賃金の対象となる賃金は通常の所定内賃金に限られ、

臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

時間外・休日・深夜労働に対して支払われる賃金

精皆勤手当、通勤手当、家族手当

は、算入しないこととなっている。